

海外経済情勢

概 観

欧米諸国の金利は、本年初めの西ドイツ公定歩合の引下げを契機に急速に低下し、本年3月にはほぼ昨年中の異常な上昇前の水準に復していたが、4月ごろから全般的に下げ渋りないしは下げ止まりの傾向が現われ、最近では明らかに反騰の気配すらみられるようになった。すなわち米国においては、5月以降長期金利が上昇に転じ、6月には昨年のピーク時に近い水準にまでもどしているばかりでなく、英国、西ドイツ、フランスなどにおいても、やや遅れて同様に長期金利の上昇傾向がみられる。

短期金利も、6月にはいって米国ではB A レート、CD レートが反騰しており、英国のT B レート、西ドイツのコール・レートなども、ごく最近、かなり顕著な上昇をみせている。

また、ユーロ・ダラー金利も5月中旬から強含みになり、6月初め中東紛争の勃発によって一段高をみたあと、停戦が成立した現在でもなおもとの水準にもどっていない。

このような欧米諸国の金利反騰の理由としては、一般に次のようなことがあげられている。

まず長期金利については、昨年中の高金利が是正されたことや起債停止措置の解除により、民間企業をはじめ地方公共団体や公営企業を含む公共部門の起債需要が集中し、資本市場が再びタイト化していることがあげられよう。とくに米国においては、ベトナム戦費の増大や企業税収の減少見込みなどから財政収支の赤字が増大し、これが今後起債市場への圧迫要因となることから長期金利の先高懸念が強まり、他国より早く大幅な金利上昇をみたものであろう。

短期金利については、このような長期資本市場の引き締まりに加え、たとえば、米国においては歳入補てんのための短期証券増発計画の発表、西ドイツにおいては納税、決算資金の需資増高などが影響しているとみられる。

この間、ユーロ・ダラー市場も、恒例の期末決算操作、中東紛争を契機とするユーロ・ダラー市場からの資金シフトなどに加えて、米国金利の反騰傾向、米系銀行海外支店の貸出増加などの事情もあって堅調を持続しているものとみられる。

一方、欧米諸国的一般景気動向は、総じて拡大鈍化ないしは軽微なリセッションの局面にあるといえよう。生産拡大の基調を持続しているのはイタリアのみであり、米国、英国、西ドイツ、フランス等の主要諸国においては、設備投資の停滞を主因に、鉱工業生産指数は横ばいないしは弱含みに推移している。失業率は季節的にやや減少しているものの、前年同期に比較すると、多くの国において依然高い水準が続いている。これらの結果、欧米諸国では最近に至り、各種の調査機関が発表するG N Pの成長率は、いずれも年初の見通しに比べて低目に修正されてきている。

しかし、米国、西ドイツなどにおいても在庫調整はほぼ一段落した模様であり、これが、今後景気の大きなマイナス要因になることはないとみられている。また、政府支出は多くの国において引き続き増大をたどっているうえ、個人消費も概して回復のきざしをみせてきている。これらの理由から、本年の国際決済銀行の年報が指摘しているように、経済の現状には新たな拡大への兆候がまだ十分に読みとれないものの、本年下期には主要国の景気が再び上昇に向かうであろうことについては、一般にかなり強い確信がいだかれているようである。事実、米国においても、マーチン連邦準備制度理事会議長、アクレー大統領経済諮問委

員会議長など政策当局者は、むしろ本年後半から来年初めにかけてインフレ圧力が増大することを警戒し、増税を早期に実施する必要があると主張している。

ところが、国際収支には、早くも一部に警戒すべき様相が現われはじめている。

すなわち、米国の第1四半期の国際収支は、流動性ベースで539百万ドル(季節調整済み)と前期(451百万ドルの赤字)に比べて88百万ドル悪化したが、公的決済ベースの赤字は約18億ドルで、前期(290百万ドルの赤字)に比べて15億ドル以上の赤字増加となっている。

また英国においても、第1四半期の基礎的収支は23百万ポンドの受超と、一応黒字は維持したものの、前期(121百万ポンドの黒字)に比べて大幅に黒字幅が縮小している。フランスでも、西ドイツをはじめとする近隣諸国の景気停滞から輸出が減少し、西ドイツを除く欧米諸国は軒並み国際収支の先行きに不安を感じるようになっている。

国際収支の現状ないしは先行きが、多くの国においてこのように楽観できないものになってきているとすると、主要国の今後の政策運営はきわめて困難となることが予想される。なんとなれば、現在主たる景気支持要因である財政収支の赤字を、信用創出によってファイナンスすれば、国内に過剰流動性をもたらすおそれがあり、これは国際収支に問題がある場合、短資流出およびインフレ促進両面において非常に危険なことになる懸念があるからである。

このように欧米諸国では、①景気停滞、②財政赤字、③国際収支、④金利上昇という全く相矛盾する命題をかかえて、その調和的解決に悩んでいるというのが現状であろう。欧米諸国の政策当局がこのような事態に対してどのように対処するか、また各国の景気、国際収支、金利動向が今後どのように推移するか、わが国にとっても重大な影響があるだけにきわめて注目されるところである。

転じて、6月5日に勃発した中東動乱は、イス

ラエルがアラブ連合に対して一方的な軍事的勝利を收め、その後両国があいついで国連安全保障理事会の停戦要請を受諾したことにより、動乱はわずか4日間で終息をみた。このため動乱発生後一時急騰した国際原料品市況も、いち早く反落に転じ、6月中旬には動乱前の水準に復した。しかし、中東は世界石油生産の約3割を占め、かつスエズ運河閉鎖(6月6日)による海運、貿易上の影響が少なくないことなどから、終戦処理をめぐって米ソを軸とする政治的折衝の成り行きが注目される。

中東において、かかる終戦処理の難問題のみならず、それに続いて解決を要する大きな問題は、すでに経済的破綻にひんし、国民生活が困窮化しているアラブ連合やリシアの経済建て直しをいかにして行なうかということである。従来海外の援助、とくにソ連の援助に大きく依存してきたアラブ連合は、従来の方針を180度転換して、IMFの勧告する経済再建案を受諾するか否かの態度決定を迫られるであらうが、この問題の処理いかんは、必然的にナセル政権の運命に多大の影響を与えるを得ないであろう。中東紛争の国際的な解決案の成立までには、なお幾多の曲折が予想されるが、いずれにしても、アラブ諸国がそれに続く経済再建という最も困難な問題にいかに対処していくかが注目される。

かかる中東の政情不安に引きかえ、東南アジアにおいては、大部分の国が政治やイデオロギーの優先する時代は終わり、国民の関心が能率的な国家行政、経済開発による国民生活の向上に向けられつつある。韓国、台湾、フィリピン、タイ、マレーシアなどいわゆる狭義の東南ア諸国が、通貨価値安定のうえに立って高度の経済成長を達成し、しかも豊かな外貨準備を蓄積しつつあるのに対し、インド、インドネシア、セイロン、ビルマなどアジアの西南方の諸国の経済は依然として経済の停滞から脱しえず、両地域の明暗の差が一段と目立ってきている。このようなアジアにおける経済の格差拡大の背景としては、ベトナムを除く

全般的な東南アジアの政情の好転をはじめ、ベトナム特需という幸運がベトナム周辺諸国の経済発展に及ぼした影響は少なくない。しかしながら、同時にこれら諸国が過去何年にもわたって地道な経済開発政策を推進し、ベトナム特需を十分消化しうるだけの基盤をつちかってきた点を見のがしてはならない。また上述のアジアの西南方の問題多い諸国においても、これまでの政治優先の諸政策に対する反省の気運が高まり、各国とも経済問題の解決にいっそう真剣な努力を払いつつある。なかでも、インドネシアは新しいスハルト政権のもとに、総合的な経済安定計画を実施し、インフレ抑制に全力を傾注するとともに、従来の国有化政策を廃止し、民間企業の自主性と、金融・財政面のデシプリンを尊重し、積極的に外資導入を促進する政策を打ち出し、ほとんど破産にひんした経済の再建に努力している。本年にはいってから、インフレのテンポが漸次緩慢化するなど徐々に諸政策の成果が現われているが、完全に安定するまでにはなおかなりの時日を要するであろう。しかし、わが国をはじめとする諸外国の援助も具体化しつつあり、少なくとも従来悪化の一途をたどってきた病が快方に向かいつつあることは確かであり、その潜在的な経済力は東南アジアのなかでも最も大きい国柄だけに、今後の動向は注目を要しよう。

フランスの特別権限法成立 と今後の政策課題

特別権限法成立の経緯

フランス政府は、EEC域内関税の完全撤廃を明年7月に控えて、国内の経済社会体制の整備を急ぐため、かねて下記内容の特別権限法案を国会に提出していたが、6月17日、フランス国民議会は同法案を可決、近く施行の運びとなった。同法案は憲法第38条の規定に基づいて、次の5項目の社会経済政策に關し、政府が国会での立法措置をまたず、政令で必要な施策を実施しうる権限を委

任されることを要請したものである。すなわち、

- ① 企業の国際競争力強化。
- ② 完全雇用の達成と労働条件の改善。
- ③ 企業拡大に伴う収益の労働者への分配。
- ④ 社会保険制度の改革。
- ⑤ 後進産業と後進地域の近代化。

同法案は、実質的に国会の審議権を大幅に制約することになるだけに、各界は総じて批判的態度を示し、4月に同法案が発表されてからこのほど成立に至るまでにはかなりの迂余曲折があった。すなわち、フランス経営者協会(CNPF)が5月10日、国際競争力強化のために政府が強力な政策を打ち出そうとしていることに賛意を表した(6月号「國別動向」参照)ほかは、野党各派はもちろんのこと、与党内部でもピザニ建設兼住宅相は反対の立場をとり閣外に去った。

一方、労働組合側は、予想される政策内容に公共料金・社会保険料の引上げなど労働者の生活を圧迫するものが含まれるおそれがあるとして不満の意を表明し、同法案が議会に提出された5月17日には、参加労働者1千万人に及ぶ近来ない大規模な24時間ゼネストを実施した。

このため同法案は、国民議会(下院)を通過しながら参議院(上院)において否決を余儀なくされた。しかし政府は、EECの域内統合進展に伴う国内体制整備の過程では多少の摩擦は避けがたいとして強硬にその立場を貫き、もう一度同法案を国民議会に差し戻し、再度国民議会において可決することによってようやく同法を成立させたものである。

特別権限法案の背景

(1) EECの統合進展

ポンピドー首相は、特別権限法案提出の理由について、明年7月1日に予定されているEECの域内関税全廃に対し、国内の即応体制を早急に整備しなければならないが、そのためには、政府があらかじめ議会から一括して権限を譲り受けておく必要があると述べている。

フランスでは昨年来、EECの統合進展に対処